袋井市地域公共交通計画の一部改訂スケジュールの変更について

1 概要

公共交通の補助金であるフィーダー補助 (国庫補助) については、令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けが補助要件となりました。

袋井市地域公共交通計画(以下「計画」という。)の一部改訂については、第1回及び 第2回地域公共交通会議にお諮りし、改訂作業を行ってきました。

この度、中部運輸局から、<u>令和6年度事業計画認定申請のスケジュールの変更</u>及び計画見直し(案)の改定内容について指導がありましたので、次のとおりスケジュールを見直すとともに、<u>計画の変更(主に評価指標に対する目標値の再検討)については、来</u>年度当初の本会議において再度お諮りいたします。

2 計画改訂と事業計画申請等のスケジュール(案)

令和5年5月31日 第1回地域公共交通会議 計画一部改訂(案)協議【承認】

10月23日 第2回地域公共交通会議 計画一部改訂(案)協議【承認】

12月25日 第3回地域公共交通会議

計画の一部改訂スケジュールの変更について

令和6年4月 袋井東地区タクシー運行開始

5月 第1回地域公共交通会議 計画一部改訂(案)協議

6月 計画の一部改訂 (当初は、令和5年12月に改訂予定)

令和6年度地域公共交通計画認定申請(運輸局へ提出)※

令和7年度地域公共交通計画認定申請(運輸局へ提出)

地域公共交通会議の口座開設(予定)

令和6年11月 令和6年度事業交付申請

※ 5月の会議で御協議いただき、運輸局に提出した「生活交通確保維持改善計画」認定申請 は、「地域公共交通計画」認定申請に変更となりました。

3 具体的な修正箇所について

第2回会議資料3-2に沿って、今後予定している修正箇所について説明します。

(1) 地域公共交通における位置付け・役割(P12)

- ・表中「袋井駅・中東遠総合医療センター線」及び「袋井東地区タクシー」の役割欄に、「軸となる幹線への接続」について追記する。
- ・表中「デマンドタクシー」の役割欄に、「都市拠点への接続」について追記する。

(2) 地域公共交通確保維持事業の必要性 (P14)

袋井東地区タクシーの説明に、<u>「路線定期運行やデマンドタクシーでは輸送が困難な</u>ため当該地域では一般乗用タクシーを活用するもの」という文脈を盛り込む。

(3) 地域公共交通確保維持事業に係る実施主体の概要 (P28)

表中「袋井東地区タクシー」の運行態様を、「乗用タクシーによる運行」に修正する。

(4) 評価指標と数値目標 (P29~P31、P34~P36)

評価指標1 「路線バス等の年間利用回数」、評価指標4-1 「公共交通に係る市の財政負担額」、評価指標4-2 「市内路線バス等の収支差」における<u>目標値の算定に、袋</u>井東地区タクシーの見込値を反映させる。

<袋井市地域公共交通計画一部改訂スケジュール (案) >

